

事業者の皆様へ 電子契約について

文京区では、DX推進の観点から、対象案件について、落札者に承諾いただける場合、電子契約による契約締結とさせていただきます。電子契約には、契約当事者双方の印刷・製本・押印・持参（郵送）の手間及びコストの削減だけでなく、印紙税が不要といったメリットもあります。

電子契約による契約締結に承諾いただける場合は、「電子契約利用申出書」に必要事項をご記入のうえ、入札書提出期限までに、電子入札システムの添付機能を利用してご提出ください（見積競争を含む。）。

※契約締結を円滑に進められるよう、便宜上、承諾書は入札時のご提出をお願いしておりますが、落札者のもののみ有効として取り扱いますのでご了承ください。

※お手数ですが、案件ごとに本申出書をご提出ください。

※紙での契約書をご希望される場合は、本申出書のご提出は不要です。

※特命随意契約につきましては、文京区にご登録のメールアドレスに事前に契約関係書類を送付させていただきますので、内容をご確認の上、ご希望の場合は本申出書をご提出ください。

【お問合せ】

文京区総務部契約管財課 TEL：03-5803-1150

年 月 日

文京区長殿

所在地

名 称

代表者

電子契約利用申出書

文京区と電子契約サービスを利用して行う電子契約の締結において、利用するメールアドレスは、次のとおりです。

【案件名】

--

【契約担当者】

担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

【確認同意者】 ※ 確認同意者は、代表者又は代表者から委任された者です。

確認同意者	役職		氏名	
メールアドレス				

【留意事項】

- ※ 本書は押印不要です。電子メール（入札案件の場合にあっては、電子調達サービス）にデータ添付の上提出してください。
- ※ 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
- ※ メールアドレス等は誤りの無いよう、十分ご確認ください。
- ※ 入札案件の場合、落札決定後原則 5 開庁日以内に電子契約サービスにアップロードさせていただきます。その後、電子契約サービスから自動で確認同意のメールが送信されますので、送信日から原則 5 営業日以内に確認及び同意をしていただくようご協力をお願いいたします。（区の決裁状況により、アップロードが遅れる場合がございます。あらかじめご了承ください。）
- ※ 入札時に内訳書の添付が必要な案件の場合は、内訳書と同一のデータにてご提出ください。
- ※ 日付は作成日を記載してください。
- ※ 建設工事請負契約においては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面の交付に代えて、以下のとおり電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
 - ① 電磁的措置の種類
コンピュータ・ネットワーク利用の措置
 - ② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方法
電子契約サービスを通じて、送信者が P D F ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等